

平成 19 年 7 月 00 日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根 岸 哲 殿

ユニバーサルサービス委員会
主 査 黒 川 和 美

報 告 書 (案)

平成 19 年 4 月 19 日付け諮問第 1171 号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正については、平成 19 年 3 月 30 日付け情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 19 年度の接続料等の改定）」（情審通第 36 号）における要望及び市場環境の変化等を踏まえれば、諮問のとおり改正することは十分な妥当性を有するものと認められるところであり、今後、本件に関する意見募集を行った上で、更に調査審議を進めることが適当である。
- 2 なお、本件に関する当委員会の現時点における具体的な考え方等は、別添のとおりである。

(別添)

1 見直しの背景

(1) 現行のユニバーサルサービス制度については、平成17年10月25日の情報通信審議会答申（ユニバーサルサービス基金制度の在り方）において、「音声サービス全体における競争が進展し、とりわけ基本料分野における競争がその黎明期を過ぎ、実効性のある競争が始まると見込まれる段階に入りつつある」との考えが示され、これに基づいて所要の見直しが行われたものである。

この見直しの背景として、競争事業者によるドライカップパを利用した直収電話サービスの提供等により、回線交換網ベースの電話サービス市場において一層の競争進展が実現し、級局別格差の縮小を含む基本料水準の低廉化が期待されていたところである。

また、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の額については、これを接続電気通信事業者等が直接負担するか、利用者に追加的な負担を求めるかという点について、各事業者の経営判断に委ねることとされたところである。

(2) しかしながら、ユニバーサルサービス制度が稼働した後、次のような状況が生じている。

① ブロードバンド化が急速に進展し、IP電話の加入者が大幅に増加する一方で、固定電話加入者数が減少する等、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化してきている。

その結果、直収電話サービス等の回線交換網ベースの電話サービス市場において、競争圧力を通じた基本料水準の低廉化は必ずしも十分に期待できない状況にある。この点、平成18年11月21日の情報通信審議会答申（電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可）において、級局別格差の是正を通じた利用者負担の抑制について、NTT東西に対し継続検討を求めたところであるが、当面その実施は見込めない状況にある。

② 負担金を支払う接続電気通信事業者等53社中50社（平成19年3月末現在）は、当該負担金を利用者に求めている状況にある。

(3) かかる状況においては、現行基本料の級局別格差を通じ、結果として都市部等の採算地域において高コストの不採算地域のコストの一部負担が引き続き行われることとなるため、利用者負担を前提としつつ当該負担金の額が増加することについては、利用者の理解を得ることが困難であると認められる。

(4) 以上を踏まえ、平成19年3月30日、情報通信審議会は、総務大臣に対し、NTT東西の電話網等に係る平成19年度接続料の認可の答申に際し、ユニバーサルサービス制度に係る補てん対象額算定ルールについて、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見

直しを行うこと等を要望したところである。

2 見直し案に対する考え方

(1) 本見直し案は、利用者負担の抑制を図る観点から加入電話に係る補てん対象額の算定方式を見直すものであり、全国平均費用を補てん対象額算定のためのベンチマークとして用いる現在の仕組みを改め、当該ベンチマークを「全国平均費用＋標準偏差の2倍」とするものである。

(2) 本見直し案については、以下の理由から十分な妥当性を有するものと考えられる。

① 当該ベンチマークにより具体的な補てん対象額を算定すると、平成18年4月に施行された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第33号）の附則において規定されている現行制度の見直し時期（施行後3年を目途）の間は、平成18年度認可に係る補てん対象額に基づき計算される合算番号単価（7円）と概ね同等の水準で推移すると見込まれる。このため、本見直し案により利用者負担の抑制を図ることが可能となる。

② 上記の算定方式の見直しに際しては、その前提として実績データに基づき客観的な基準により算定されるものであることが求められるが、この点、当該見直し後の算定方式は、現行制度において非競争地域を特定する際に用いた標準偏差の方式を用いることにより、実績データに基づく客観的なベンチマークを設定するものであり、基準の客観性が確保されている。

③ なお、我が国と同様にユニバーサルサービス制度が稼働している米国においても、各州の平均費用を基に、「全国平均費用＋標準偏差の2倍」を補てん対象額算定のベンチマークとして設定している。これは、当該ベンチマークを超える部分については、各事業者の経営効率化努力や各州内におけるユニバーサルサービス制度の活用等によってもなお対応することが不可能な水準であると認め、本制度による補てんが行われているものである。この点、我が国においても、NTT東西の経営効率化努力等による内部補てんのみでは対応することができない水準を確定する方式として利用することには一定の合理性があると認められる。

3 今後のユニバーサルサービス制度の見直し

(1) 現在のユニバーサルサービス制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、回線交換網からIP網への移行が顕著である。今次補てん対象額の算定方式の見直しは、こうした市場環境の変化を主因とするものであるが、今後とも市場環境の変化が継続することを勘案すると、ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを可能な限り前倒しして行うことが適当と考えられる。

(2) なお、今回の見直しは、市場環境の変化及び利用者負担の抑制という点を考慮して当面

の措置として講じられるものであるが、N T T 東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当と考えられる。